

行財政改革行動計画



公共施設の使用料等の見直し方針



平成23年3月

北名古屋市

1 取組の位置づけ

市では、平成21年10月に策定した「北名古屋市行財政改革行動計画」（計画期間：平成21～23年度）において、5つの重点取組項目の一つとして、「公共施設の使用料及び各種手数料の見直し」に取り組むこととしている。

当方針は、その中の使用料の見直しに関するものです。※一部観覧料を含む。

○ 行財政改革行動計画（抜粋）

3 選択と集中による実施項目

(2) 公共施設の使用料及び各種手数料の見直し

ア 使用料、手数料を適正な水準に改定する。

イ すべての公共施設に、使用料の徴収及び減免の規定を設け、市の行事・事業においても公共施設を使用した場合は、原則として使用料を徴収することを検討する。

2 取組の背景（課題）

取組の主な背景（課題）としては、以下の3点が挙げられます。

① 料金設定の統一性・公平性

これまでは施設ごとに料金設定を行ってきており統一感がないことから、統一性のある設定方法を検討する必要があります。

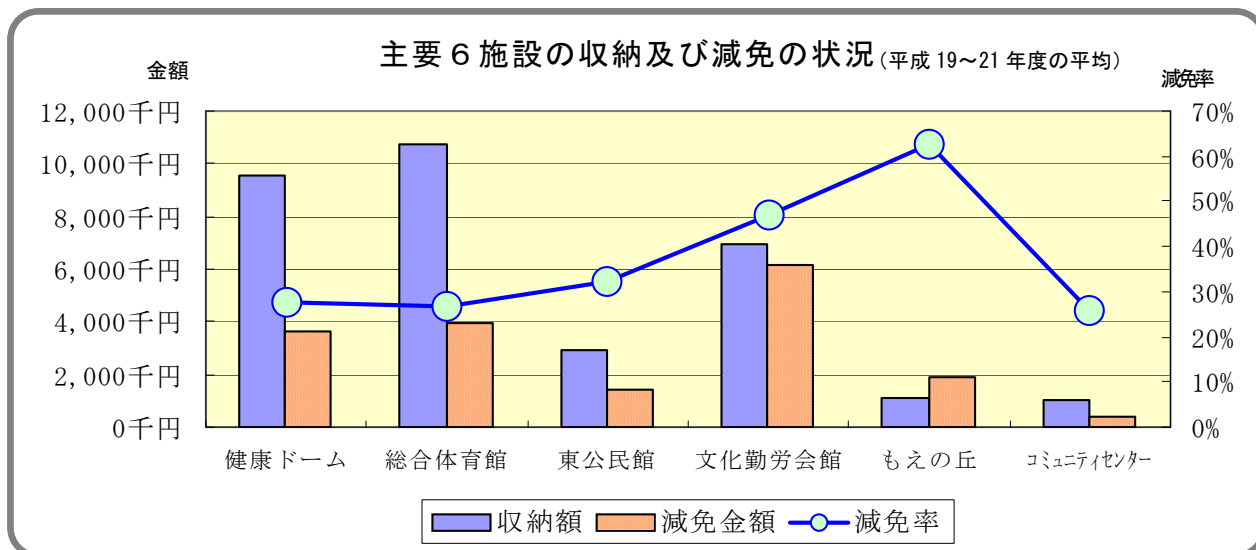
また、使用目的が同じでも使用料等を徴収する施設と徴収していない施設があるなど、公平性の観点からも料金設定について検討する必要があります。

② 施設の老朽化

厳しい財政状況を踏まえ、必要な改修が講じられていない老朽化した施設に関する早急な対策が喫緊の課題となっている中、施設管理運営の財政基盤の安定化の観点から、使用料等の適正化について検討する必要があります。

③ 高率な減免割合

減免率が6割を超える施設を始め、各施設で使用料の減免が行われていますが、減免相当額は市民全体が負担することになることから、減免基準の適正化について検討する必要があります。



3 取組のポイント

使用料等の見直しにあたっては、次の3点がポイントとなります。

① 受益者負担・公平性の原則

使用料等で賄うことのできない施設の維持管理経費については、市民全体の負担となることを踏まえ、利用者（受益者）に応分の負担を求め、公平性を確保することを基本的な考え方とします。

② 積算方法の統一化

従来は、近隣市町の類似施設の料金や過去からの経緯などを参考に、それぞれの施設について個別に料金を検討・設定してきましたが、利用者負担を適正化するとともに、施設管理運営に係る財政基盤の安定化を図る観点から、原則的な積算方法を設定します。

③ 減免基準の明確化

利用者間の公平性・公正性の観点から、減免基準の明確化を図ります。

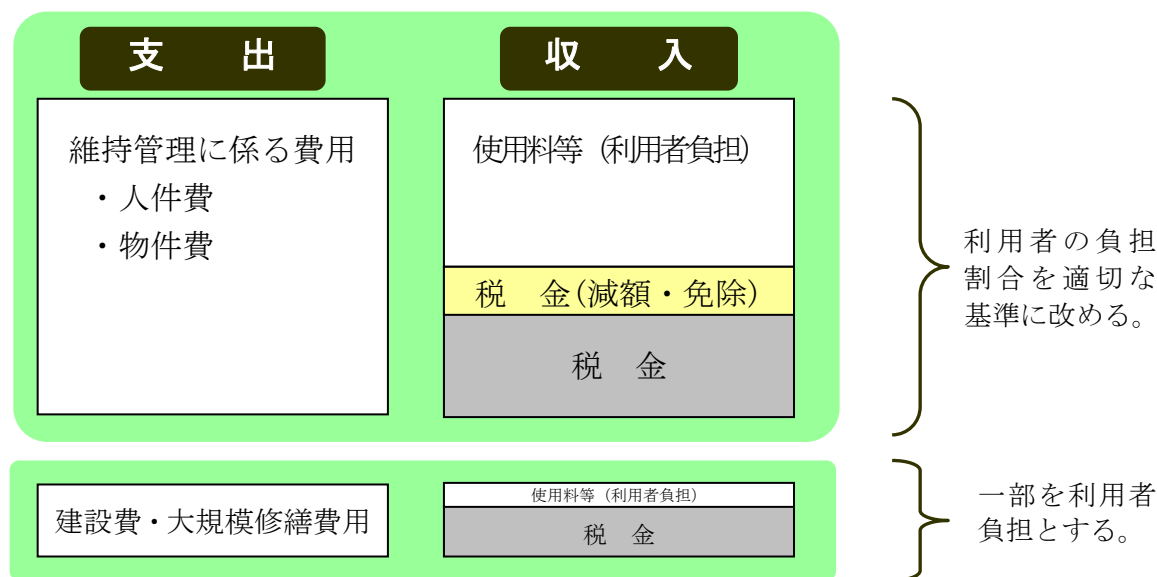
4 見直し内容

① 使用料等の積算

原則として、次の計算式により使用料等を積算します。

区 分	計 算 式
会議室等の使用料等	$(\text{年間維持管理経費} + \text{建物の減価償却費の一部}) \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \times \text{受益者負担割合}$
不特定多数が使用する施設の使用料等	$(\text{年間維持管理経費} + \text{建物の減価償却費の一部}) \div \text{利用者数} \times \text{受益者負担割合}$
光熱水費に係る使用料等	$\text{年間光熱水費} \div \text{年間利用時間} \times \text{利用時間}$

○ 公共施設の経費負担イメージ図



○ 経費の考え方

使用料等の積算基礎となる経費は下表のとおりとします。

なお、積算に当たっては、年度間の格差を平準化するため、原則として過去3年間の平均額を用います。

項目	内容
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員等の人件費
物件費	光熱水費、委託料、修繕費など維持管理・運営に要する経費 (大規模修繕費・借地料は含まない。)
建設費 (大規模修繕費を含む。)	建物の減価償却費の一部 ※建設に係る経費の全額を利用者に転嫁することは適当ではないが、利用することにより劣化する部分の一部について負担していただくこととします。

〈補足〉以下の経費は積算基礎となる経費には含めないこととします。

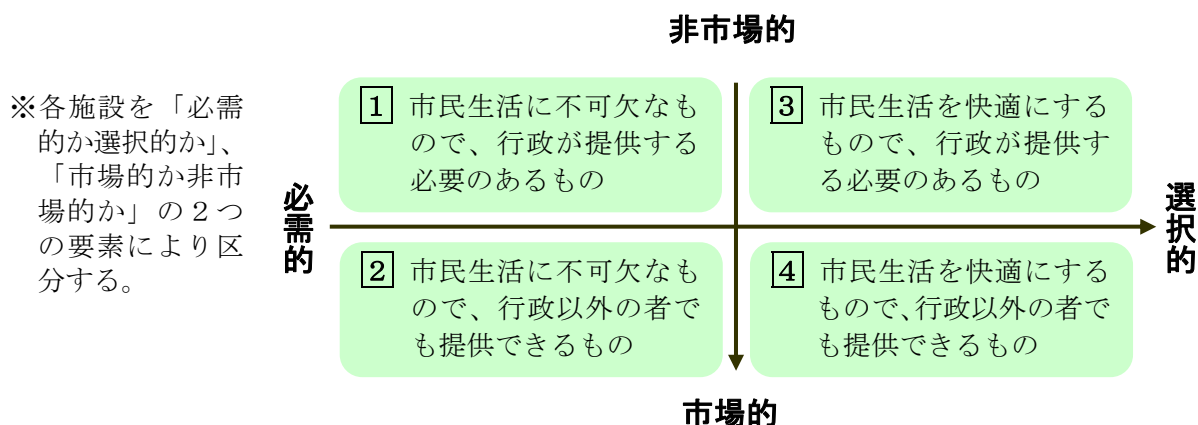
- ① 用地取得費
- ② 借地料 (用地を取得するか借用するかは任意であるため)
- ③ 公債費 (借金) の利子分 (建設に当たり借金をするかどうかは任意であるため)

○ 受益者負担割合

各施設の性質区分に応じ、原則として以下のとおりとします。

区分	考え方	受益者負担割合	備考
1	市民生活に不可欠なもので、行政が提供する必要のあるもの	0%	学校(開放施設を除く)等
2	市民生活に不可欠なもので、行政以外の者でも提供できるもの	↓	福祉施設等
3	市民生活を快適にするもので、行政が提供する必要のあるもの		教育施設、体育施設等
4	市民生活を快適にするもので、行政以外の者でも提供できるもの	100%	トレーニングルーム、プール、学校施設(開放施設)等

【施設区分イメージ図】



【使用料（会議室の例）算出モデル】

《施設概要》

貸出会議室① (35 m ²)	廊下 (15 m ²)	貸出会議室② (25 m ²)
貸出会議室③ (15 m ²)		占用会議室 (25 m ²)
事務室 (25 m ²)		事務用会議室 (25 m ²)

○面積

貸出部分面積	75 m ²
占用部分面積	25 m ² (市の事業で年間を通じて占用)
共用部分面積	65 m ² (事務室・会議室・廊下)

延べ床面積 165 m²

○経費 ※減価償却費の50%を算入した場合

人件費	10,981,000 円 (正規1名、再任用1名)
物件費	19,019,000 円
〔うち 貸出部分限定経費	3,000,000 円
〔うち 占用部分限定経費	2,000,000 円
減価償却費の一部	2,500,000 円 (5,000,000 円×50%)

計 32,500,000 円

《年間使用可能時間》

1 日利用可能時間 12 時間×年間開館日数 250 日＝3,000 時間

《貸出部分に係る維持管理経費の積算》 ※占用部分に係る経費を、貸出部分の利用者に転嫁しないよう、貸出部分に係る維持管理経費を面積按分等により算出。

経費総額 32,500,000 円－貸出・占用部分限定経費 5,000,000 円＝按分対象経費 27,500,000 円 (A)

(A)×貸出部分面積 75 m²÷(貸出部分面積 75 m²+占用部分面積 25 m²)＝20,625,000 円 (B)

(B)+貸出部分限定経費 3,000,000 円＝貸出部分維持管理経費 23,625,000 円

《1 時間当たりの使用料》 ※受益者負担割合を 75%、10 円未満切捨とした場合

貸出会議室① $(23,625,000 \text{ 円} \div 75 \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ 時間}) \times 35 \text{ m}^2 \times 75\% \doteq 2,750 \text{ 円/時}$

貸出会議室② $(23,625,000 \text{ 円} \div 75 \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ 時間}) \times 25 \text{ m}^2 \times 75\% \doteq 1,960 \text{ 円/時}$

貸出会議室③ $(23,625,000 \text{ 円} \div 75 \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ 時間}) \times 15 \text{ m}^2 \times 75\% \doteq 1,180 \text{ 円/時}$

② 使用料等の時間単価

現行では時間帯ごとの料金単価の取扱いが統一されていませんが、原則として1時間当たりの使用料等の単価は同一とします。

※ 利用が多い時間帯や休日等の料金を高額にするという考え方もありますが、仕事の都合などによりそうした時間帯しか利用できない方もいます。公共施設としては、利用者に等しく公平に使用される場であることが大前提であり、時間当たりの単価は同一とすることが適当です。

③ 使用料等の単位（円の端数処理）

現行では使用料等の単位（10円単位・50円単位・100円単位）が統一されていませんが、原則として統一することとします。

④ 超過時間の使用料等

現行では超過時間の取扱いが統一されていませんが、全ての施設において、予定の使用時間を超過する可能性があることから、原則として、閉館後に超過して使用する場合の使用料等を設定し、使用料等は通常単価の割増料金とします。

⑤ 市外利用者（市内在住・在勤・在学以外の者）の使用料等

現行では市外利用者の料金の取扱いが統一されていませんが、市民の税金で設置・運営する施設であることから、市外利用者の方には応分の負担を求めることが適当です。そこで、原則として、市外利用者が利用する場合の使用料等を設定し、使用料等は通常単価の割増料金とします。

ただし、不特定多数が利用する際の個人利用料金など、確認が難しい場合については除きます。

⑥ 営利目的の場合の使用料等

現行では販売・宣伝等を行う営利目的利用の取扱いが統一されていませんが、施設の設置目的等から営利目的の使用制限が必要な場合を除き、原則として、営利目的の利用を認め、営利目的利用の使用料等を設定し、使用料等は通常単価の割増料金とします。

⑦ 貸出単位（貸出時間の区分）

現行では施設等の貸出単位の取扱いが統一されていませんが、極力、統一することとします。

⑧ 料金格差等の是正

現在、使用料等が無料となっている施設について、市内類似施設や他市町村の状況に鑑み、有料化の可否について検討します。

※ 検討の結果、有料化しない場合もあります。(有料化に伴う経費が収入見込み額を上回る場合や管理運営に支障が生じる場合など)

施設名 (カッコ内は施設数)	検討の観点
学校施設開放 (16)	照明設備使用料は徴収しているが、グラウンドや体育館等の施設に関する使用料は徴収していない。 他自治体で徴収している例がある。
児童館の会議室 (10)	一般に貸し出せる見込みのある会議室等がある。 他の自治体で使用料を徴収している例がある。
保健センターの会議室	一般に貸し出せる見込みのある会議室等がある。
市民プール	ジャンボプールは使用料を徴収している。
ソフトボール球場	市民グラウンドは使用料を徴収している。
運動広場 (3)	グラウンドゴルフ場及びゲートボール場として専用利用されている。 市民グラウンドは使用料を徴収している。
東図書館の会議室 (学習室を除く)	一般に貸し出せる見込みのある会議室等がある。 他の自治体で使用料を徴収している例がある。
歴史民俗資料館 ※観覧料	他の自治体で徴収している例がある。
文化の森物語の広場	市民グラウンドは使用料を徴収している。
高齢者活動センター (2)	高齢者福祉施設間で取り扱いに相違がある。 (憩いの家さかえ荘等は高齢者以外の利用の料金を設定している。)
あけぼのふれあい会館	学習等供用施設では使用料を設定している。
憩いの家とくしげ	高齢者福祉施設間で取り扱いに相違がある。 (憩いの家さかえ荘等は高齢者以外の利用の料金を設定している。)
回想法センター	会議室を増築したので一般貸出を検討する。
ゲートボール場 (2)	専用利用されている。 市民グラウンドは使用料を徴収している。
自転車駐車場 (5)	西春駅東口地下自転車駐車場は使用料を徴収している。

⑨ 減免の取扱い

現行では施設ごとに利用件数に占める減免の割合に差がありますが、施設ごとに設置目的等が異なることから、一概にその是非を判断することはできません。

各施設では、条例等の規定に基づき減免許可をしているところですが、減免した使用料等は市民全体の負担となることから、より厳密に運用するために、次のとおり基本的な取扱いを定めることとします。

- ア 減免は使用目的を重視することとし、原則として、特定の団体を包括的に減免対象とすることはしません。
- イ 市から補助金等を交付している団体等については、使用料等を減免することにより公費の重複負担にならないよう、補助対象経費等について十分確認します。
- ウ 利用者の公平性を確保するため、施設ごとに減免が可能な場合の基準を設定し、ホームページ等で公表します。
- エ 市民への説明責任を果たすため、減免した場合には、申請者及び利用者の名称（個人は除く。）、利用目的、減免理由及び減免金額をホームページ等で公表します。

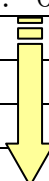
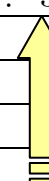
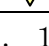
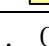
※ 『行財政改革行動計画』では、「市の行事・事業においても公共施設を使用した場合は、原則として使用料を徴収することを検討する。」こととされているが、市の内部で収入・支出を振り替えるにすぎず、振り替えのための会計事務等、新たな事務が発生するため、当面、使用料の徴収は行わないこととします。ただし、市が使用した場合についても減免と捉え、実績をホームページで公表することとします。

5 激変緩和措置

① 専用（団体）利用の場合

使用料等の急激な増減を緩和するため、原則として、下表のとおり、改定の上下限を設定します。

また、新たに有料化する施設の料金については、積算した金額を下表の「現行料金」に当てはめ、該当する料金区分に係る改定上限から1を引いた倍率を乗じて得た金額とします。

現行料金（1時間あたり）	改定上限	改定下限
500円以下	2.0倍	0.5倍
500円を超え1,000円以下		
1,000円を超え2,000円以下		
2,000円を超え3,000円以下		
3,000円を超え10,000円以下		
10,000円を超える		

② 不特定多数（個人）利用の場合

個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者の一人あたりの負担増となることから、上表とは別に改定の上限を設定します。なお、新たに有料化する施設の料金については、①の取扱いに準ずることとします。

現行料金	改定上限
100円以下	2.0倍
100円を超える	1.5倍

6 改定時期

以上の取扱いについては、利用者への一定の周知期間を確保しつつ、できるだけ速やかに改定する方向で準備を進めることとします。

なお、指定管理者制度を導入している施設で利用料金制を採用している施設については、指定管理期間を踏まえて改定時期を定めます。

※ 別途検討を進めている「公共施設の管理運営の見直し」（施設の統廃合を含めた適正配置の検討）において、廃止の結論に至った施設等については、料金改定等を見送ることもあります。

7 料金改定のサイクル

概ね5年ごとに見直しを検討することとします。

8 料金改定等の効果の活用等

① 計画保全の促進（利用者の利便性の向上）

施設の減価償却費の一部を使用料等の積算基礎としたこと等を踏まえ、増額となる収入のうちの一部を施設の改善費として確保する仕組みをつくるなど、施設の計画的な保全を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。

② 管理運営の効率化等

使用料等について、維持管理費を基礎として積算することとしたことを踏まえ、より一層、管理運営の効率化を目指すこととします。

また、利用率の低い施設については、収入の確保という財政的な意味からだけでなく、施設の有効利用の面からも望ましいことではありません。利用率の低い施設においては、その原因を分析するとともに、利用率向上のための対策を講ずることとします。

9 その他

上記は、市として料金設定等を統一するための原則を示したものであり、各施設の経緯や地域性、他市町村の状況を踏まえ、必要に応じて適切な調整を加えるものとします。

検討対象施設等一覧（66施設）

○下記は、平成22年4月1日現在の状況です。

■有料施設34

○学校施設16

（使用料の単位：円）

名称	所在地	所管課	根拠条例等	
師勝小学校	北名古屋市能田105番地	スポーツ課	北名古屋市立学校施設開放に関する規則	
西春小学校	北名古屋市西之保八龍8番地	スポーツ課	同上	
師勝南小学校	北名古屋市二子曙1番地1	スポーツ課	同上	
五条小学校	北名古屋市徳重中道8番地	スポーツ課	同上	
鴨田小学校	北名古屋市九之坪高田1番地	スポーツ課	同上	
師勝北小学校	北名古屋市熊之庄大畔32番地	スポーツ課	同上	
師勝東小学校	北名古屋市六ツ師山の神100番地	スポーツ課	同上	
栗島小学校	北名古屋市中之郷栗島20番地	スポーツ課	同上	
師勝西小学校	北名古屋市鹿田清水64番地	スポーツ課	同上	
白木小学校	北名古屋市沖村井島32番地	スポーツ課	同上	
師勝中学校	北名古屋市井瀬木370番地	スポーツ課	同上	
西春中学校	北名古屋市西之保八龍50番地	スポーツ課	同上	
白木中学校	北名古屋市沖村井島31番地	スポーツ課	同上	
訓原中学校	北名古屋市井瀬木狭場50番地	スポーツ課	同上	
熊野中学校	北名古屋市熊之庄細長125番地	スポーツ課	同上	
天神中学校	北名古屋市法成寺丸瀬町88番地	スポーツ課	同上	
	区分	施設名	使用料の額	北名古屋市立学校照明設備 使用料条例 【減免等】条例第3条 スポーツ振興上特に必要 があると認めるとき又は特別 の理由があると認めると き。
運動場 (照明設備)	師勝中	2時間4,000		
	訓原中			
	西春中	1時間1,500		
	白木中	6基:1時間2,000 3基:1時間1,000		
テニスコート (照明設備)	天神中	1時間2000		
	師勝中	2時間400		
	訓原中			
体育館 (照明設備)	白木中	1面1時間200		
	天神中			
	東地区 小中8校	競技場(アリーナ)2時間500 卓球場2時間160 柔剣道場、会議室等2時間80		
	西地区 小中8校	競技場(アリーナ)1時間250		

○体育施設5

(使用料の単位：円)

名称		所在地		所管課	根拠条例等						
健康ドーム		北名古屋市九之坪笹塚1番地		スポーツ課	北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例						
利用区分				午前 9:00 ～12:00	午後1 12:00 ～15:00	午後2 15:00 ～18:00	夜間 18:00 ～21:00	昼間 9:00 ～18:00	全日 9:00 ～21:00		
専用利用	アリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	半面	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000	12,000		
			全面	6,000	6,000	6,000	6,000	18,000	24,000		
		アマチュアスポーツ以外の利用で営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	半面	9,000	9,000	9,000	9,000	27,000	36,000	
			入場料を徴収する場合	半面	21,000	21,000	21,000	21,000	63,000	84,000	
		営利を目的とする場合	市内事業者	半面	36,000	36,000	36,000	36,000	108,000	144,000	
				全面	72,000	72,000	72,000	72,000	216,000	288,000	
			市外事業者	半面	45,000	45,000	45,000	45,000	135,000	180,000	
	全面	90,000	90,000	90,000	90,000	270,000	360,000				
	軽運動室	アマチュアスポーツに利用する場合		3,000	3,000	3,000	3,000	9,000	12,000		
			入場料を徴収しない場合	9,000	9,000	9,000	9,000	27,000	36,000		
		アマチュアスポーツ以外の利用で営利を目的としない場合	入場料を徴収する場合	21,000	21,000	21,000	21,000	63,000	84,000		
			営利を目的とする場合	市内事業者	36,000	36,000	36,000	36,000	108,000	144,000	
		市外事業者	45,000	45,000	45,000	45,000	135,000	180,000			
	柔剣道室	アマチュアスポーツに利用する場合		1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000		
入場料を徴収しない場合			4,500	4,500	4,500	4,500	13,500	18,000			
アマチュアスポーツ以外の利用で営利を目的としない場合		入場料を徴収する場合	10,500	10,500	10,500	10,500	31,500	42,000			
		営利を目的とする場合	市内事業者	18,000	18,000	18,000	18,000	54,000	72,000		
市外事業者		22,500	22,500	22,500	22,500	67,500	90,000				
個人利用	アリーナ	大人	300	300	300	300	/	/			
		軽運動室	小人	100	100	100	100	/	/		
	柔剣道室	小学生未満	無料	無料	無料	無料	/	/			
		トレーニングルーム	16歳以上	1回券	500			/	/		
	回数券	5,000			/	/					
	利用区分				午前 9:00 ～12:00	午後1 12:00 ～15:00	午後2 15:00 ～18:00	夜間 18:00 ～21:00	昼間 9:00 ～18:00	全日 9:00 ～21:00	
1階	会議室		1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800			
	研修室		1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800			
	クッキングルーム		1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800			
2階	会議室	半室	600	600	600	600	1,800	2,400			
		全室	1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800			
	ミーティング室	半室	600	600	600	600	1,800	2,400			
		全室	1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800			
浴室				12:00～20:30							
大人	1回券	400	小人	1回券	200		小学生未満	無料			
	回数券	4,000		回数券	2,000						
【減免等】 条例第10条 公益上特に必要があると認めるとき又は特別の理由があると認めるとき。											

(使用料の単位：円)

名称		所在地			所管課		根拠条例等		
総合体育館		北名古屋市能田引免地40番地			スポーツ課		北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例		
利用区分					午前 9:00 ～12:00	午後1 12:00 ～15:00	午後2 15:00 ～18:00	夜間 18:00 ～21:30	全日 9:00 ～21:30
専用使用	主競技場 (アリーナ)	アマチュアスポーツに使用する時	入場無料の場合	半面	1,240	1,240	1,240	1,440	5,160
				全面	2,480	2,480	2,480	2,880	10,320
			入場有料の場合		12,360	12,360	12,360	14,420	51,500
		アマチュアスポーツ以外で営利を目的としないとき	入場無料の場合		12,360	12,360	12,360	14,420	51,500
			入場有料の場合		37,080	37,080	37,080	43,260	154,500
			営利を目的とするとき	市内事業者	61,800	61,800	61,800	72,100	257,500
		市外事業者	74,160	74,160	74,160	86,520	309,000		
	卓球室 (市民ホール)	アマチュアスポーツに使用する時	入場無料の場合		1,240	1,240	1,240	1,440	5,160
			入場有料の場合		6,180	6,180	6,180	7,210	25,750
		スポーツ以外で営利を目的としないとき	入場無料の場合		6,180	6,180	6,180	7,210	25,750
			入場有料の場合		18,540	18,540	18,540	21,630	77,250
		営利を目的とするとき	市内事業者	30,900	30,900	30,900	36,050	128,750	
			市外事業者	37,080	37,080	37,080	43,260	154,500	
	柔道場			1,240	1,240	1,240	1,440	5,160	
剣道場			1,240	1,240	1,240	1,440	5,160		
みんなのスポーツルーム			/	/	/	1,440	/		
個人使用	一回券	主競技場、卓球室、柔道場、剣道場	大人		210	210	210	210	
			小人(小中学生)		100	100	100	100	
			幼児		無料	無料	無料	無料	
		トレーニング室	大人					300	
			小人(中学生)					100	
		みんなのスポーツルーム	大人	/	/	/	/	210	
	小人(小学生)		無料	無料	無料	無料	/		
	幼児		無料	無料	無料	無料	/		
	回数券	主競技場、卓球室、柔道場、剣道場	大人		2,100	2,100	2,100	2,100	
			小人(小中学生)		1,000	1,000	1,000	1,000	
		トレーニング室	大人					3,000	
			小人(中学生)					1,000	
		みんなのスポーツルーム	大人	/	/	/	/	2,100	
定期券	トレーニング室	大人		1箇月			3,500		
				3箇月			9,000		

区分	使用料の額
舞台照明設備一式	3,000
映写設備一式	1,030
電動移動観覧席	1,550
ピアノ	1,030

名称		所在地		所管課	根拠条例等		
※総合体育館続き							
区分				使用料の額 (単位:円)			
室名		定員	使用目的	3時間以内	超過1時間以内につき		
小会議室		30人	営利を目的としないとき	620	210		
			営利を目的とするとき	市内事業者	3,100	1,040	
				市外事業者	3,720	1,240	
大会議室		60人	営利を目的としないとき	1,240	420		
			営利を目的とするとき	市内事業者	6,200	2,070	
				市外事業者	7,440	2,480	
研修室		36人	営利を目的としないとき	620	210		
			営利を目的とするとき	市内事業者	3,100	1,040	
				市外事業者	3,720	1,240	
和風会議室	全面	100人	営利を目的としないとき	3,090	1,030		
			営利を目的とするとき	市内事業者	15,450	5,150	
				市外事業者	18,540	6,180	
	半面		50人	営利を目的としないとき	1,550	520	
営利を目的とするとき		市内事業者		7,750	2,590		
			市外事業者	9,300	3,100		
展示室		100人	営利を目的としないとき	3,090	1,030		
			営利を目的とするとき	市内事業者	15,450	5,150	
		市外事業者		18,540	6,180		
施設名		1時間当たり使用料の額	備考	【減免等】条例第6条 スポーツ振興上特に必要と認めるとき、又は特別の理由があると認めるとき。			
主競技場(アリーナ)	半面	550	1時間を超えるときは、30分までごとにこの表に定める額の2分の1相当額を加算する。				
	全面	1,100					
卓球室		300					
柔道場		80					
剣道場		80					
みんなのスポーツルーム		40					
ジャンボプール		北名古屋市政成寺蔵化110番地					スポーツ課
小中学生	1人1回につき	100	【減免等】条例第4条 公用に供するとき、又は公益上必要があると認められる場合。				
	回数券11枚つづり	1,000					
その他の者	1人1回につき	300					
	回数券11枚つづり	3,000					
市民グラウンド		北名古屋市の二子四反地15番地3		スポーツ課	北名古屋市のグラウンドの設置及び管理に関する条例		
区分	単位	使用料の額	【減免等】条例第5条 スポーツ振興上特に必要と認めるとき、又は特別の理由があると認めるとき。				
グラウンド	2時間30分	1,030					
夜間照明設備	2時間30分	5,000					
二子テニスコート		北名古屋市の二子西の町22番地		スポーツ課	北名古屋市のテニスコートの設置及び管理に関する条例		
区分	単位	使用料の額	【減免等】条例第5条 スポーツ振興上特に必要と認めるとき、又は特別の理由があると認めるとき。				
1面	2時間	600					
夜間照明設備	1時間	200					

○文化施設 4

(使用料の単位：円)

名称	所在地			所管課	根拠条例等		
西公民館	北名古屋市法成寺蔵化60番地			生涯学習課	北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例		
	室名	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	【減免等】 東公民館に同じ。
	工作室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	
	料理室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	
	視聴覚室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	
文化会館	北名古屋市法成寺蔵化60番地			生涯学習課	北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例		
	室名	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	【減免等】規則第13条 (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。 (2) 市長が認めたとき。
	大ホール (休日料金)	13,200 (16,500)	16,500 (20,900)	29,700 (37,400)	38,500 (48,400)	4,200 (5,300)	
	リハーサル室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	
	楽屋1	400	600	1,100	1,400	150	
	楽屋2	400	600	1,100	1,400	150	
	大ホール舞台のみの舞台使用料は、1時間3,300円 在住・在勤以外の施設使用料は、50%加算 入場料またはこれに順ずるものを徴収する場合は、次のとおり加算する。 1000円未満 50%、1000円以上3,000円未満 100%、3000円以上 200%						
	照明設備	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	
	Aセット	3,300	4,000	7,300	9,500	1,000	
	Bセット	5,500	6,800	12,300	15,900	1,700	
	Cセット	8,800	11,000	19,800	25,700	2,700	
	Dセット	1,300	1,600	2,900	3,800	400	
	勤労福祉会館	北名古屋市法成寺蔵化60番地			生涯学習課	北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例	
室名 (一般者)		9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	【減免等】規則第11条 (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。 (2) 市長が認めたとき。
和室		1,100	1,400	2,500	3,300	350	
小ホール		2,700	3,300	6,000	7,700	850	
会議室		1,100	1,400	2,500	3,300	350	
研修室		1,100	1,400	2,500	3,300	350	
室名 (勤労者等)		9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	
和室		700	900	1,700	2,300	250	
小ホール		1,800	2,300	4,100	5,300	600	
会議室		700	900	1,700	2,300	250	
研修室		700	900	1,700	2,300	250	
東公民館	北名古屋市熊之庄屋形3242番地4			生涯学習課	北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例		
	階別	室名	3時間以内	超過1時間につき	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	【減免等】規則第9条 (1) 社会教育活動、学校教育活動として教育委員会が認めるとき。 (2) 市が主催又は後援となり使用するとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が認めるとき。
	1階	第1集会室	620	210	2,480		
		第2集会室	620	210	2,480		
		視聴覚室	1,240	410	4,960		
		調理実習室	1,550	520	6,200		
	2階	第1和風会議室	820	270	3,280		
		大集会室	2,470	820	9,880		
		第2和風会議室	1,550	520	6,200		
	3階	リハーサル室	1,240	410	4,960		
第3集会室		620	210	2,480			
第4集会室		1,240	410	4,960			
	第5集会室	1,550	520	6,200			

○福祉施設5

(使用料の単位：円)

名称	所在地	所管課	根拠条例等				
総合福祉センターもえの丘	北名古屋市熊之庄大畔48番地	社会福祉課	北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例				
	施設の名称	定員	使用料の額		9:00-17:00	18:00-21:00	【減免等】規則第8条 (1) 福祉活動として市長が認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
			9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00	18:00-21:00	
	ふれあい健康ルーム	130人	2,700	3,600	6,300	2,700	
	休養室	48人	1,200	1,600	2,800	1,200	
	栄養指導室	20人	1,200	1,600	2,800	1,200	
	ボランティア会議室	36人	1,200	1,600	2,800	1,200	
	ボランティア会議室1	18人	600	800	1,400	600	
	ボランティア会議室2	18人	600	800	1,400	600	
研修室	20人	600	800	1,400	600		
青空テラス	27人	無料	無料	無料	無料		
陽だまりハウス	北名古屋市石橋角畑37番地	社会福祉課	北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例				
	利用区分	9:00-12:00	13:00-17:00	18:00-21:00	9:00-17:00	13:00-21:00	9:00-21:00
	許可書の交付を受けた者が市内に在住し、在勤し、又は在学する者である場合	1,100	1,400	1,100	2,500	2,500	3,200
	許可書の交付を受けた者が上記以外の者である場合	1,650	2,100	1,650	3,750	3,750	4,800
【減免等】条例第10条第3項 公益その他特別な理由があると認めるとき。							
憩いの家さかえ荘	北名古屋市鹿田栄257番地	高齢福祉課	北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例				
	室名	定員	3時間以内	超過1時間につき	全日	【減免等】 条例第4条第1号 (1) 市内に居住する60歳以上の者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者 条例第9条第4項 ・公益上、その他特別の事情があると認めた場合。	
	大広間	44人	1,030	420	2,060		
	集会室	32人	620	360	1,550		
	会議室	38人	620	360	1,550		
	休養室	12人	520	210	1,030		
茶室	12人	520	210	1,030			
憩いの家さくら荘	北名古屋市六ツ師町田69番地	高齢福祉課	北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例				
	※使用料及び減免等は、「憩いの家さかえ荘」に同じ。						
憩いの家ふたば荘	北名古屋市二子双葉3番地	高齢福祉課	北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例				
	※使用料及び減免等は、「憩いの家さかえ荘」に同じ。						

○その他4

(使用料の単位：円)

名称	所在地			所管課	根拠条例等	
高田寺学習等供用施設	北名古屋市長高田寺383番地			総務課	北名古屋市長高田寺383番地の設置及び管理に関する条例	
	階別	室名	定員	3時間以内	超過1時間につき	全日
	1階	休養室	18人	210	110	420
		学習室	36人	420	210	830
		保育室	15人	210	110	420
2階	集会室	100人	1,030	520	2,060	
鹿田学習等供用施設	北名古屋市長鹿田院田屋敷344番地			総務課	北名古屋市長鹿田院田屋敷344番地の設置及び管理に関する条例	
	階別	室名	定員	3時間以内	超過1時間につき	全日
	1階	休養室	20人	210	110	420
		学習室	21人	210	110	420
		保育室	17人	210	110	420
2階	集会室	108人	1,030	520	2,060	
西春駅東口地下自転車駐車場	北名古屋市長九之坪東町3番地1			防災交通課	北名古屋市長西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	
	区分	一般	高校生以下	【減免等】規則第8条		
	定期利用許可	1箇月	1,500	1,200	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属している者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者	
		3箇月	4,000	3,000		
		6箇月	7,000	5,000		
	一時利用許可	1回につき100				
(条例 備考)						
4 一時利用許可に係る使用料について、備考の1に規定する1日を超えて自転車駐車場に自転車を駐車した場合は、1日を超えて駐車した日数(第14条第1項の規定により撤去された場合は、その日までの日数)に100円を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、市長が加算することが適当でないと認めるときは、この限りでない。						
5 定期利用許可に係る使用料について、定期利用許可の期間の満了までに規則で定める更新手続がされず、当該定期利用許可の期間を超えて自転車駐車場に自転車を駐車した場合は、備考の4の規定の例により額を加算するものとする。						
コミュニティセンター	北名古屋市長西之保清水田17番地			総務課	北名古屋市長コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	
	室名	3時間以内の使用	超過1時間につき	1日		
	大会議室	2,100	700	5,600		
	和室	300	100	800		
	会議室	600	200	1,600		
小会議室	300	100	800			
【減免等】規則第9条 (1) 市、市議会、市の執行機関等がその行政目的のため利用するとき。 (2) その他市長が特に認めるとき。						

■ 無料施設 3 2

○ 児童館 1 0

名称	所在地	所管課	根拠条例等
六ツ師児童館	北名古屋市六ツ師南屋敷733番地	児童課	北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例(第10条)
鹿田児童館	北名古屋市鹿田花の木106番地	児童課	同上
久地野児童館	北名古屋市久地野戊亥51番地	児童課	同上
熊之庄児童館	北名古屋市熊之庄城ノ屋敷2985番地	児童課	同上
井瀬木児童館	北名古屋市井瀬木高畑1番地	児童課	同上
西之保児童館	北名古屋市西之保清水田17番地	児童課	同上
九之坪児童館	北名古屋市九之坪北美田39番地	児童課	同上
宇福寺児童館	北名古屋市宇福寺長田28番地	児童課	同上
鍛冶ヶ一色児童館	北名古屋市鍛冶ヶ一色鍛冶前8番地	児童課	同上
沖村児童館	北名古屋市沖村山ノ神83番地	児童課	同上

○ 保健施設 2

名称	所在地	所管課	根拠条例等
東保健センター(会議室)	北名古屋市能田引免地35番地	健康課	北名古屋市保健センターの設置及び管理に関する条例
西保健センター(会議室)	北名古屋市西之保藤塚93番地	健康課	北名古屋市保健センターの設置及び管理に関する条例

○ 体育施設 5

名称	所在地	所管課	根拠条例等
市民プール	北名古屋市熊之庄城ノ屋敷2950番地	スポーツ課	北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例(第3条別表第2、個人使用無料)
ソフトボール球場	北名古屋市熊之庄登り戸79番地	スポーツ課	北名古屋市ソフトボール球場の設置及び管理に関する条例(第4条)
法成寺運動広場(ゲートボール場)	北名古屋市法成寺ツナギ畑107番地1	スポーツ課	北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例
鹿田運動広場(グラウンドゴルフ場)	北名古屋市鹿田栄183番地	スポーツ課	北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例
高田寺運動広場(グラウンドゴルフ場)	北名古屋市高田寺北の川65番地	スポーツ課	北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例

○文化施設 3

名称	所在地	所管課	根拠条例等
東図書館（会議室）	北名古屋市熊之庄御櫛53番地	生涯学習課	北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例
歴史民俗資料館	北名古屋市熊之庄御櫛53番地	生涯学習課	北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（第5条）
文化の森物語の広場	北名古屋市西之保光明田35番地	生涯学習課	北名古屋市文化の森物語の広場の設置及び管理に関する条例
<p>【減免等】条例第10条 使用料は、徴収しない。ただし、市長が必要と認めるときは、第4条第1項（物品販売、募金）又は第3項（興行）の規定による許可利用者の利用に係る広場の実費経費の範囲内において、規則で定め徴収することができる。</p>			

○福祉施設 7

名称	所在地	所管課	根拠条例等
高齢者活動センターしあわせの家	北名古屋市西之保中社8番地	高齢福祉課	北名古屋市高齢者活動センターの設置及び管理に関する条例（第9条）
高齢者活動センターふれあいの家	北名古屋市九之坪西城屋敷70番地	高齢福祉課	同上
あけぼのふれあい会館	北名古屋市高田寺起返18番地	社会福祉課	北名古屋市ふれあい施設の設置及び管理に関する条例（第11条）
憩いの家とくしげ	北名古屋市徳重長池34番地	高齢福祉課	北名古屋市憩いの家の設置及び管理に関する条例（第11条）
回想法センター	北名古屋市六ツ師704番地1	高齢福祉課	北名古屋市回想法センターの設置及び管理に関する条例（第9条）
東部ゲートボール場	北名古屋市六ツ師南屋敷707番地	高齢福祉課	北名古屋市ゲートボール場の設置及び管理に関する条例（第6条）
西部ゲートボール場	北名古屋市鹿田栄257番地	高齢福祉課	同上

○その他 5

名称	所在地	所管課	根拠条例等
徳重・名古屋芸大駅東自転車駐車場	北名古屋市徳重広畑61番地1	防災交通課	北名古屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（第6条）
徳重・名古屋芸大駅西自転車駐車場	北名古屋市徳重広畑36番地	防災交通課	同上
鹿田坂巻自転車駐車場	北名古屋市鹿田坂巻57番地	防災交通課	同上
徳重広畑自転車駐車場	北名古屋市徳重広畑42番地	防災交通課	同上
加島新田加島西自転車駐車場	北名古屋市加島新田加島西79番地1	防災交通課	同上